

## 目的

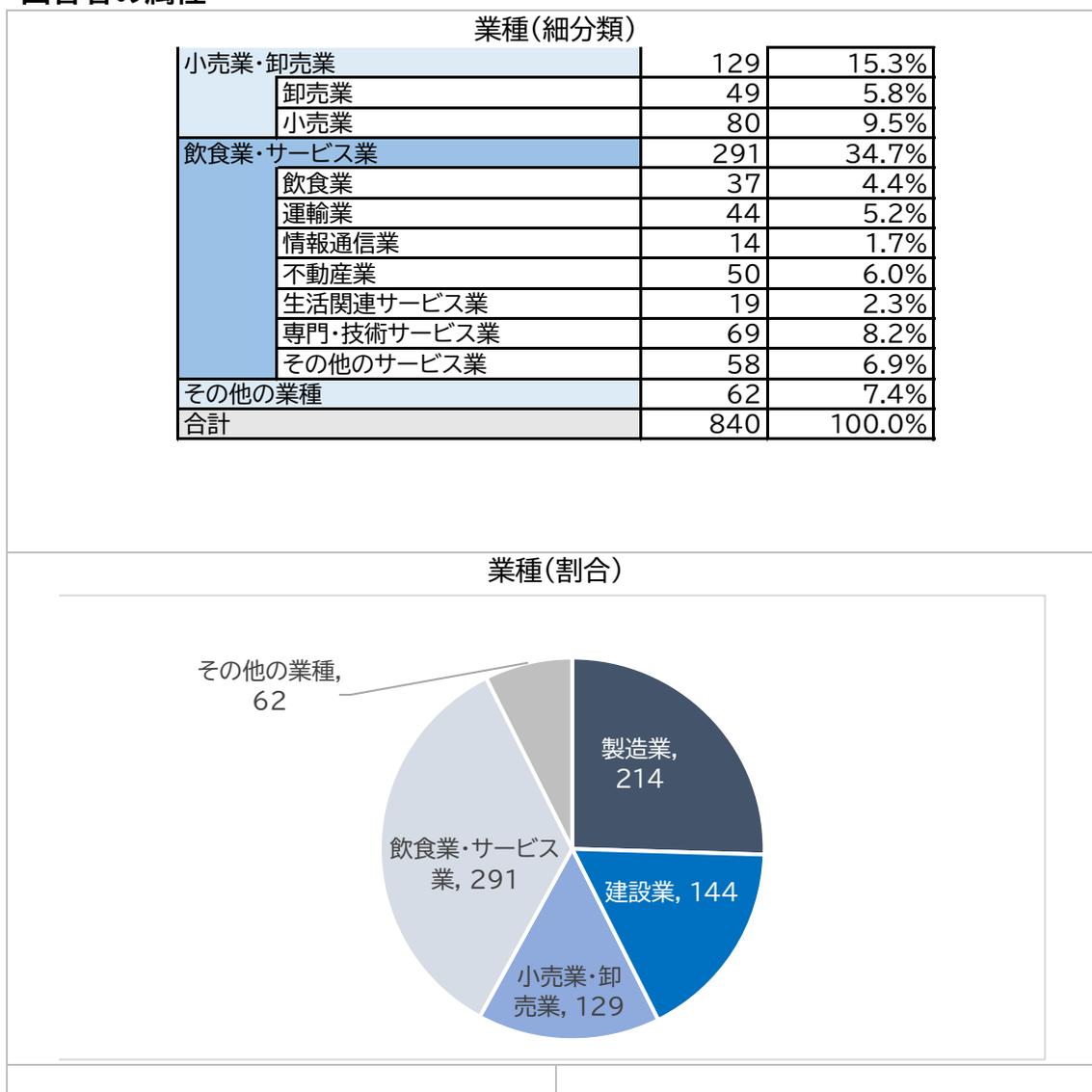
相模原市の地域経済を支える事業者は様々な経営上の問題点を抱えている。事業の継続的な発展のためには、これらの問題点を解決していく必要がある。

本景気観測調査では、特別調査として、「状況について」「感染症およびその対策による経営への影響」についてのアンケート調査を実施する。収集した情報は、事業者仅提供するだけでなく、当所としても事業者に対する効果的な支援策の立案に役立てるものである。

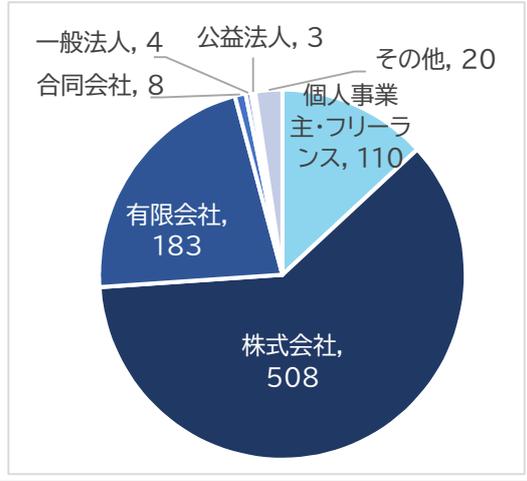
## アンケート調査概要

調査期間	令和4年1月1日～令和4年3月31日		
調査対象	当所会員中小企業3,711事業所		
回答者数	840社	回答率	22.6%

## 回答者の属性



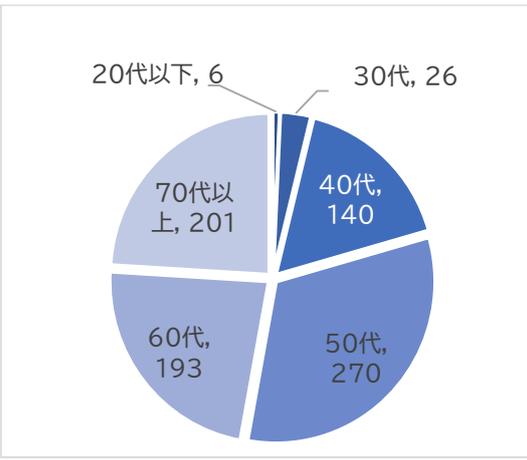
会社組織等



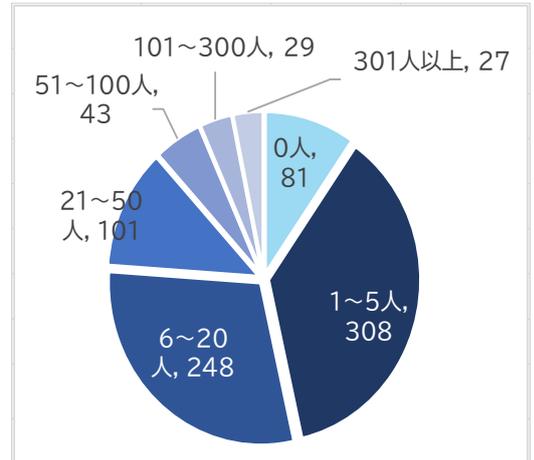
資本金額



代表者の年齢



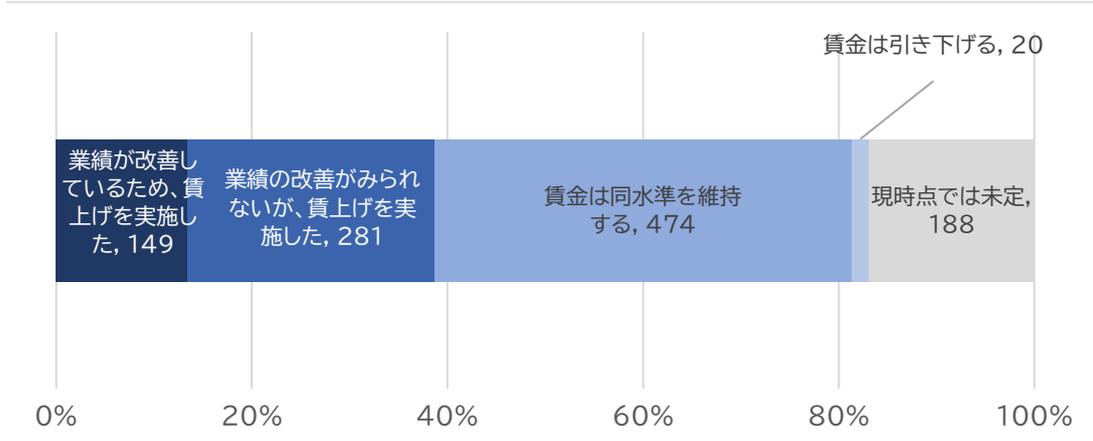
従業員数



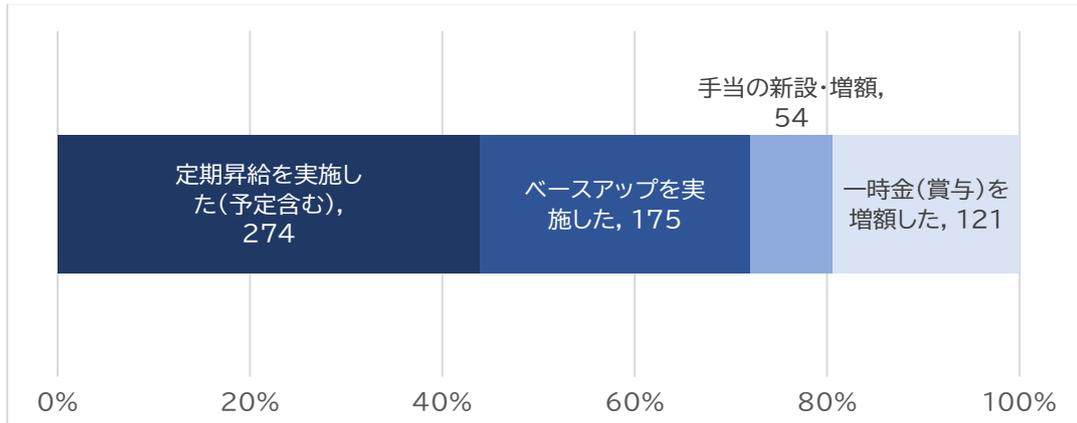
## 賃上げの動向について

### I. 単純集計

正社員における令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の賃上げ(定期昇給、ベースアップ、手当の新設・増額、一時金(賞与)の増額)の状況について (n=840)



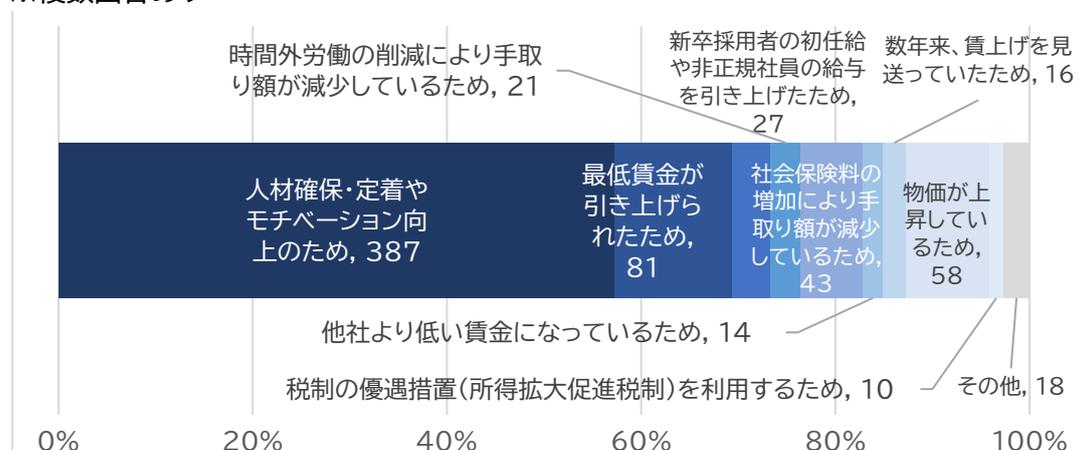
正社員における令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の賃上げの内容について (n=430)



## 賃上げの動向について

正社員の賃上げを行う理由について(n=430)

※複数回答あり



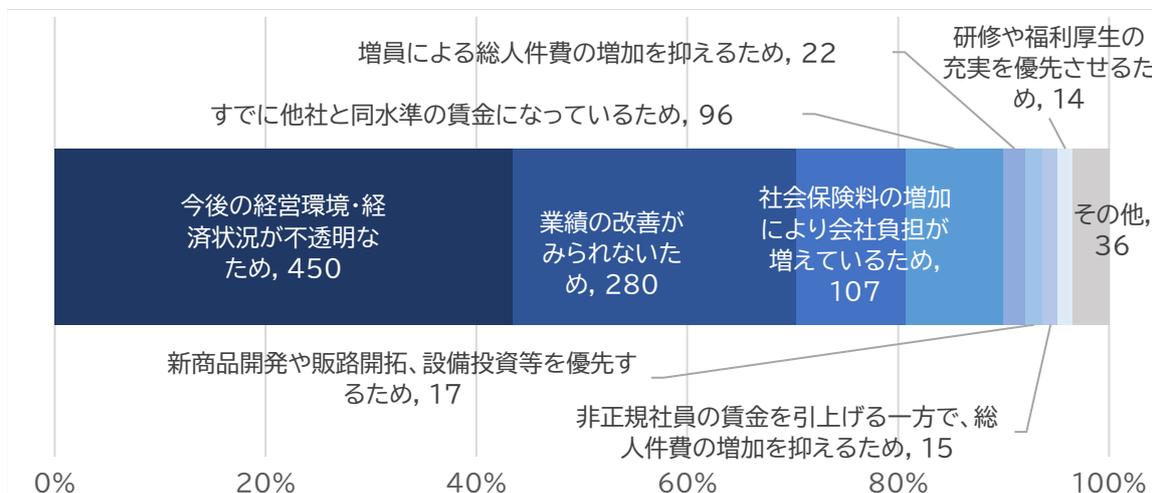
### 「その他」と回答した場合のコメント

製造業	前期大幅に利益が回復しており前々期に昇給ベースアップを最低限にした正社員もいたため、前期は結果が出せている以上、今期の不透明感があっても明確な昇給は行わざるを得ないと判断している。
製造業	利益配分。
製造業	景況については、コロナ禍以前に戻りつつある。好転見込。
建設業	業績が改善した為。
建設業	お支払いできる範囲で全て還元する所存です。
建設業	約束だから。
建設業	ウッドショック等が原価大幅アップとコロナで商談中断が多い。役員給与ダウン社員アップ実施(仕事の質により差つける)
小売業・卸売業	業績が好調なため。
小売業・卸売業	毎年の事だから。
飲食業・サービス業	目標管理制度に準じて実施。
飲食業・サービス業	従業員の健康への意識付けのため非喫煙手当、健康管理(整体)のための補助、将来設計退職金積み立ての代替えとして職場積み立てNISAの補填。
飲食業・サービス業	国の施策により待遇改善に関する補助金の上乗せが2月より実施されたため、それに準じて賃上げを実施した。
飲食業・サービス業	介護報酬加算のため規定あり。
飲食業・サービス業	全般的に石油を中心とした諸物価上昇が懸念される。

## 賃上げの動向について

社員の賃上げを見送る(予定含む)もしくは未定とする理由について(n=682)

※複数回答あり



### 「その他」と回答した場合のコメント

製造業	人事制度の変えたばかりなので現在は変えない。時給で7時間以上働く人は月給制度に変えた。
建設業	新人事制度の導入。
建設業	会社経営を見直し中のため。
建設業	受注単価がかわらないため。
建設業	景気状況に関わらず、毎年度の会社業績、賞与にて配分。
小売業・卸売業	商社、代理店からの直販が多すぎる。
飲食業・サービス業	弊社はグループ会社であり賃上げについてはグループに準ずる。妥結は通常4月初旬につき未定と回答します。
飲食業・サービス業	店舗での回答、給与に関しては本社。
飲食業・サービス業	賃貸料が不変の為、当面売上、利益に大きな変化なし。
飲食業・サービス業	賃上げしなくても辞めないのです。
飲食業・サービス業	法人化したばかりだから。

## 賃上げの動向について

### II. 経営力向上に向けたアドバイス

- ① 正社員における令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の賃上げ(定期昇給、ベースアップ、手当の新設・増額、一時金(賞与)の増額)の状況についての分析

もっとも多かったのは「現状の水準を維持」で4割を占め、その次に「業況の改善は見られないが賃上げは実施した」とした事業者が25%程度を占めた。「引き下げた」事業者は数%にとどまった。業況が厳しいなかでも、人材確保のために賃金の増額・維持に取り組む事業者が多いことがわかる。

業種別に見てみると、賃上げを実施した事業者の割合が多いのは製造業で、コロナ後の事業回復を見込んで人材への投資を行っている事業者が多いようである。

	製造業 (n=214)	建設業 (n=144)	小売業・卸売業 (n=129)	飲食業・サービス業 (n=353)
業績が改善しているため、賃上げを実施した	45	19	13	36
業績の改善がみられないが、賃上げを実施した	65	33	27	78
賃金は同水準を維持する	78	62	46	144
賃金は引き下げる	4	1	5	5
現時点では未定	18	26	20	62

- ② 正社員における令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の賃上げの内容についての分析

賃上げを行った事業者において、賃上げの内容を見ると「定期昇給」が45%程度、ベースアップが25%程度である。賞与支給が2割、手当の新設/増額を1割弱見られる。基本給部分の昇給が7割、一時的な昇給が3割という状況である。

業種別では、あまり傾向の差はないが、建設業では「定期昇給」が少なく小売業・卸売業では「賞与を支給」した事業者は少なかったようである。

業況の厳しい状況が長く続く建設業では、基本給部分を昇給する余力のある事業者が少ないと思われる。小売業・卸売業も業況が厳しいが、非正規雇用が多く最低賃金の上昇にともない基本給部分を増額するケースも多いものと推察される。

	製造業 (n=214)	建設業 (n=144)	小売業・卸売業 (n=129)	飲食業・サービス業 (n=353)
定期昇給を実施した(予定含む)	74	25	25	75
ベースアップを実施した	47	19	17	46
手当の新設・増額	8	6	4	18
一時金(賞与)を増額した	26	18	7	35

- ③ 正社員の賃上げを行う理由についての分析

正社員の賃上げを行う理由で最も多いのが「人材確保/モチベーション向上」で約55%を占めた。2番目に多いのが「最低賃金の引き上げ」で9%を占めた。「物価が上昇している」という理由も8%、「社会保険料上昇による手取り賃金減少を埋め合わせる」とした事業者も7%程度あった。人材確保は全業種にわたる課題であるが、物価上昇に配慮して賃上げを行う事業者もかなり多く、従業員の生活に配慮している状況が窺える。

## 賃上げの動向について

業種別に見てみると、飲食業・サービス業では、「人材確保・モチベーション向上のため」と「他社より低い賃金になっているため」とした事業者の割合が他業種より多かった。人材の流動性が高く、人材の定着が課題であることがわかる。

「社会保険料の増加による手取り賃金減少」と「税制の優遇措置」を活用するのは製造業に多い。比較的勤務年数が長く、社会保険料負担の大きな従業員の割合が多く、賃金面での配慮が必要なものと思われる。

	製造業 (n=214)	建設業 (n=144)	小売業・卸売業 (n=129)	飲食業・サービス業 (n=353)
人材確保・定着やモチベーション向上のため	100	43	32	106
最低賃金が引き上げられたため	23	3	11	22
新卒採用者の初任給や非正規社員の給与を引き上げたため	7	1	3	8
時間外労働の削減により手取り額が減少しているため	9	1	1	5
社会保険料の増加により手取り額が減少しているため	13	4	4	11
他社より低い賃金になっているため	1	0	1	6
数年来、賃上げを見送っていたため	7	3	0	3
物価が上昇しているため	18	9	5	13
税制の優遇措置(所得拡大促進税制)を利用するため	4	2	0	2
その他	3	4	1	5

### ④ 社員の賃上げを見送る(予定含む)もしくは未定とする理由についての分析

賃上げを見送った事業者について、その理由を調べたところ、「経営環境・経済環境の不透明さ」を挙げる事業者が最も多く約45%、「業務の改善が見られない」が17%、「社会保険料の会社負担増加」が10%強、「他社と同水準のため」が10%であった。業況悪化が主な理由ではあるが、社会保険料負担の増加も企業の負担となっている。

業種別に見てみると、飲食業・サービス業では、「研修や福利厚生の充実」と「他社と同水準のため(昇給の必要性が薄い)」とした割合が比較的高く、人材の流動性が高く賃金上昇より研修などを重視する傾向が見られる。

	製造業 (n=214)	建設業 (n=144)	小売業・卸売業 (n=129)	飲食業・サービス業 (n=353)
今後の経営環境・経済状況が不透明なため	71	59	46	137
業績の改善がみられないため	37	31	30	91
社会保険料の増加により会社負担が増えているため	21	19	5	31
すでに他社と同水準の賃金になっているため	11	14	5	33
増員による総人件費の増加を抑えるため	5	4	1	6
新商品開発や販路開拓、設備投資等を優先するため	4	1	2	5
非正規社員の賃金を引上げる一方で、総人件費の増加を抑えるため	4	1	0	5
研修や福利厚生を優先させるため	1	1	0	6
その他	1	6	5	12

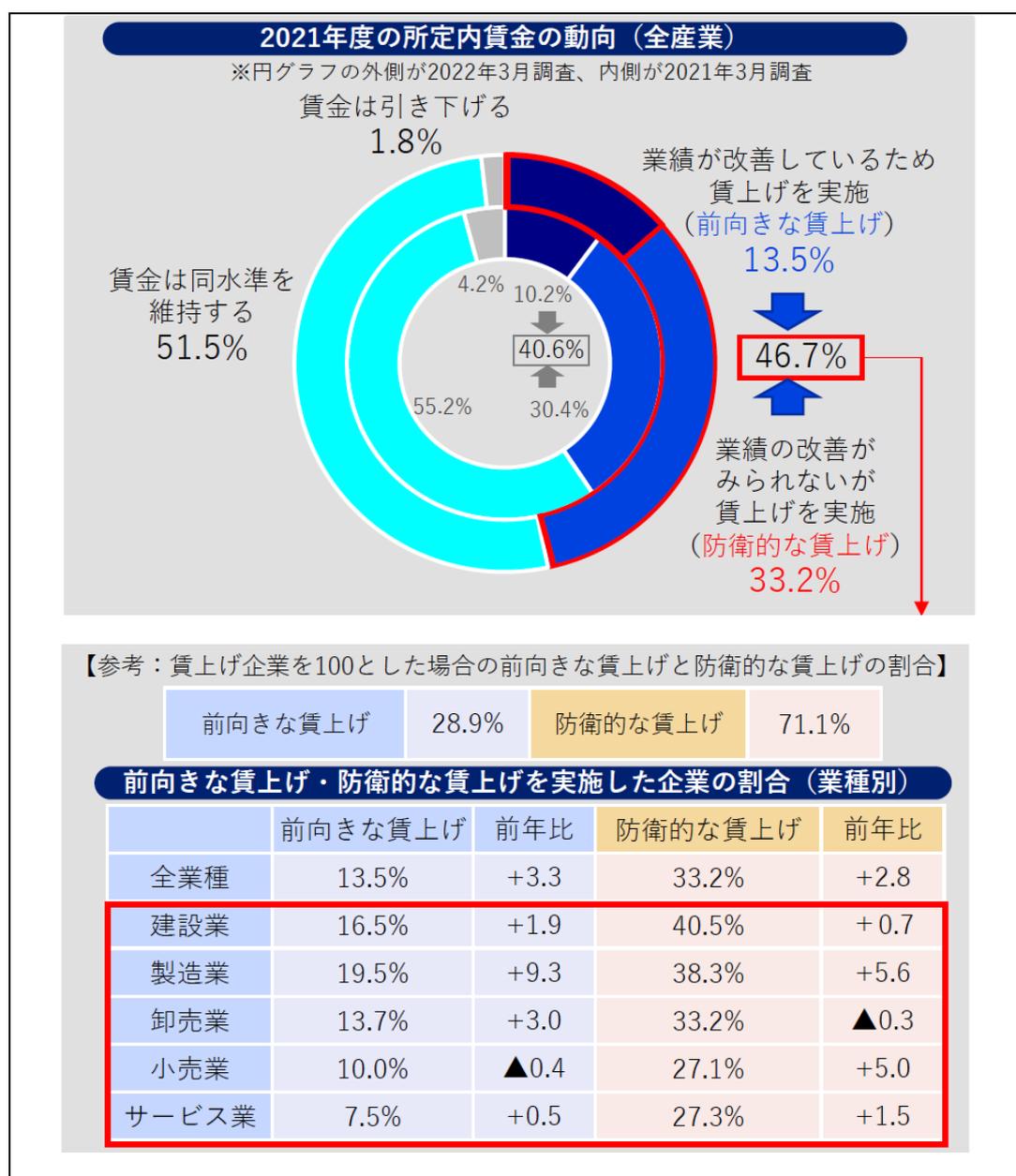
## 賃上げの動向について

### ⑤ 全国の状況との比較

日本商工会議所が、2022年1月に実施した「2021年度の所定内賃金(正社員)の動向」の調査によると、何らかの賃上げを行う事業者が46.7%で、うち業績改善に伴うものは3割にとどまり、7割は業績改善と関係なく行う防衛的なものであった。

業績改善に伴う賃上げは(比較的業況が改善傾向にある)製造業に多く、防衛的な賃上げは建設業に多い。

当市の結果と比較すると、当市で賃金上昇を行うとした事業者の割合は(方針未定を除くと)5割弱で、全国とほぼ同じ傾向である。当市では業績改善にともなう賃上げが1/3程度あり、前向きな賃上げがやや多い。



## 賃上げの動向について

### ⑥ 賃上げに役立つ国の支援策について

中小企業が設備投資に活用できる支援制度や補助金には、以下のようなものがあります。

#### ・経済産業省関係の補助金

支援措置	実施期限
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (回復型賃上げ・雇用拡大枠)	第10回公募 令和4年5月11日締め切り 雇用拡大枠では補助率が2/3に増額となる。 <a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html">https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html</a>
小規模事業者持続化補助金 (賃金引上枠)	第3回公募 令和4年6月30日締め切り 賃金引上枠で上限が200万円に増額。 <a href="https://r3.jizokukahojokin.info/">https://r3.jizokukahojokin.info/</a>
事業再構築補助金 (大規模賃金引上枠) (最低賃金枠)	第6回公募 令和4年6月30日締め切り 大規模賃金引上枠では上限が1億円に増額 最低賃金枠では補助率が2/3(中堅企業)、3/4(中小企業)に増額 <a href="https://jigyousaikouchiku.go.jp/">https://jigyousaikouchiku.go.jp/</a>

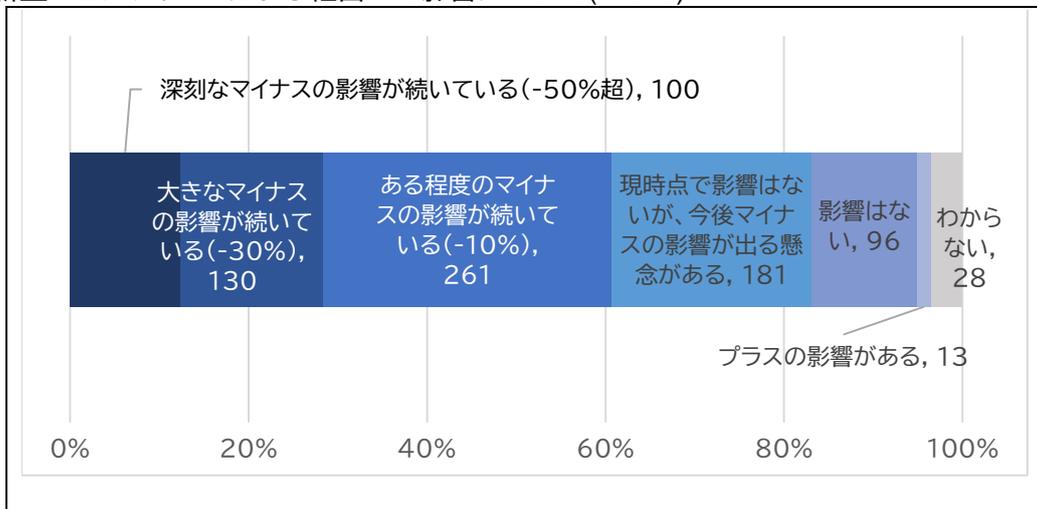
#### ・厚生労働省関係の支援策や助成金

支援策	内容
キャリアアップ助成金(正社員化コース)	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用することに対して、中小企業の場合、1人あたり28.5~72万円が支給される。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html</a>
キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)	すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成。中小企業の場合、1人あたり2.85~4万円が支給される。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html</a>
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。例えば、事業場内最低賃金を30円上げた場合(1人)には、助成率3/4、上限30万円が支給される。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyounushi/shienjigyou/03.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyounushi/shienjigyou/03.html</a>
専門家派遣・相談等支援事業	生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</a>

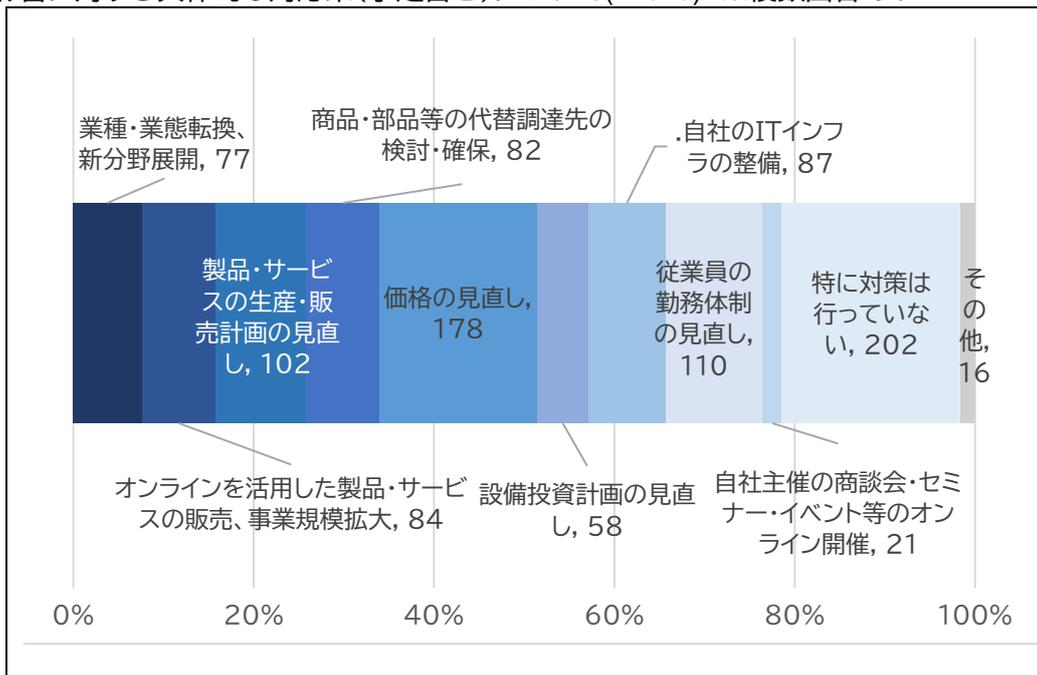
## 感染症およびその対策による経営への影響について

### I. 単純集計

新型コロナウイルスによる経営への影響について(n=840)



影響に対する具体的な対応策(予定含む)について(n=840) ※複数回答あり



## 感染症およびその対策による経営への影響について

### 「その他」と回答した場合のコメント

製造業	航空機の業界は、コロナ禍での運行の減便、ロシアのウクライナ侵攻により、先が全く見えず回復を待つという状況。
製造業	仕入先の見直し、新商品開発、新規売先開拓。
製造業	展示会やフェア、講演依頼などの積極的な対応。
製造業	新規事業、新規分野の拡大。
建設業	役員給与の引き下げ実施。
建設業	受注単価がかわらないため。
建設業	半導体不足による製品の遅れ、戦争による素材の値上りの不安。
飲食業・サービス業	コロナにより外食意欲が無くなっている。
飲食業・サービス業	IT系サービス活用により少ない人数でも現在の業務が回るようにする。
飲食業・サービス業	社内の感染防止対策。
飲食業・サービス業	営業の強化。
飲食業・サービス業	新型コロナウイルスが発生後、色々な策を講じてまいりました。しかし、人間の不安や不信は政府がしっかりとした、ビジネスモデルやルールを引いて頂かない限り、払しょくできず。私共の稼業上、困難を極めております。
飲食業・サービス業	圏外本社、市内にダミーまがいの事務所を置く企業が極端な低単価で入札参入すると、とる為にはグッと単価ダウン収益減となる。収益予測はこの実態が大きく左右される。
飲食業・サービス業	コロナが落ち着いてから運営方法を変更する予定。今はその準備のため何も行っていない。
飲食業・サービス業	感染防止対策の維持・強化。

## II. 経営力向上に向けたアドバイス

### ① 新型コロナウイルスによる経営への影響についての分析

新型コロナウイルスの経営への影響については、「現在も影響が続いている」とする事業者が58%程度、「今後マイナスの影響が出る可能性がある」とする事業者が約22%程度であり、前回調査(2021年12月)よりも増加した。「影響が続いている」とした6割の事業者の内訳は、50%以上の深刻な売上減少が12%、30%程度の売上減少が15%、10%以上のある程度の売上減少が31%程度で、50%以上の厳しい売上減と10%以上のある程度の売上減少の事業者が前期に比べて増加し、30%程度の売上減少が減少した。全体的には新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に軽減されてきているものの、収束の長期化に伴いますます状況が厳しくなる事業者も増えており、2極化が進んでいるようである。

業種別でみると、飲食業・サービス業と小売業・卸売業において、「深刻なマイナスの影響が続いている」とする事業者が多くなっている。感染力の高いオミクロン株に伴う1月からのまん延防止措置の影響が、BtoC分野に現れた形である。

	製造業 (n=214)	建設業 (n=144)	小売業・卸売業 (n=129)	飲食業・サービス業 (n=353)
深刻なマイナスの影響が続いている(感染拡大前と比べ、売上が50%超減少)	23	9	17	51
大きなマイナスの影響が続いている(感染拡大前と比べ、売上が30%程度減少)	48	18	19	45
ある程度のマイナスの影響が続いている(感染拡大前と比べ、売上が10%程度減少)	67	51	43	100
現時点で影響はないが、今後マイナスの影響が出る懸念がある	46	40	20	75
影響はない	18	18	7	53
プラスの影響がある	3	0	8	2
わからない	4	5	4	15

### ② 影響に対する対策

今回調査では、「特に対策を行っていない」(20%)を除くと、前期同様、「価格の見直し」が15%および「製品・サービスの生産・販売計画の見直し」がいずれも12%程度で最も多かった。その次に、「従業員の勤務体制の見直し、時差出勤、テレワークの導入など」が10%強、「自社のITインフラの整備」、「オンラインを活用した製品・サービスの事業拡大」、「商品／部品の代替調達先の検討／確保」が10%、となっている。

前期に比べるとオンライン活用、ITインフラ整備と、代替調達先の確保が大幅に増加しており、徐々に関心が感染症の直接的な対策から中長期への業態転換に移りつつあることと、資材・部品不足の影響を受けている事業者が多いことが推察される。

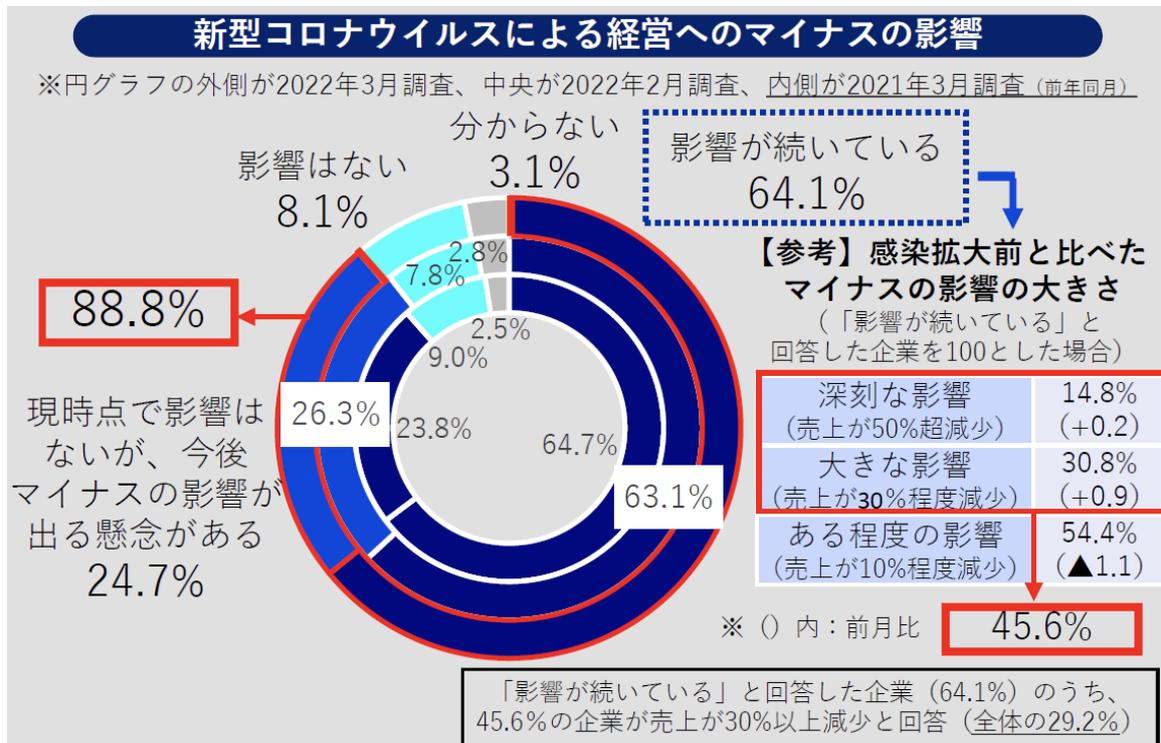
業種別では、「代替調達先の検討／確保」と「設備投資計画の見直し」は製造業で高い割合となっており、需要増加と資材不足の両面から対策に苦慮していることがわかる。前回小売業・卸売業で多かった「価格の見直し」は、全業種にわたり最も多い対策となり、資材高騰・燃料高騰の影響が全業種に広がっている。

## 感染症およびその対策による経営への影響について

	製造業 (n=214)	建設業 (n=144)	小売業・卸売業 (n=129)	飲食業・サービス業 (n=353)
業種・業態転換、新分野展開(例: BtoBからBtoCへの転換、飲食業等におけるデリバリー・テイクアウト販売の実施等)	26	9	16	26
オンラインを活用した製品・サービスの販売、事業規模拡大(ECサイトの活用等)	26	7	17	34
製品・サービスの生産・販売計画の見直し	33	11	20	38
商品・部品等の代替調達先の検討・確保	39	11	14	18
価格の見直し	64	27	34	53
設備投資計画の見直し	22	8	7	21
自社のITインフラの整備(オンライン化、テレワーク環境の整備、勤怠管理システムの導入等)	19	15	7	46
従業員の勤務体制の見直し(時差出勤、テレワークの導入など)	33	16	14	47
自社主催の商談会・セミナー・イベント等のオンライン開催	3	2	5	11
特に対策は行っていない	44	46	28	84
その他	3	3	0	10

### ③ 全国の状況

日本商工会議所の2022年3月発表の調査によると、全国においても、「新型コロナウイルス感染症の影響が続いている」と回答した事業者が63.1%となり、前回調査(2021年12月時点)より2ポイント程度増加している。そのうち、売上が30%以上減少する大きな影響を受けている事業者は、前回の38.2%から、今回の45.6%と急増した。



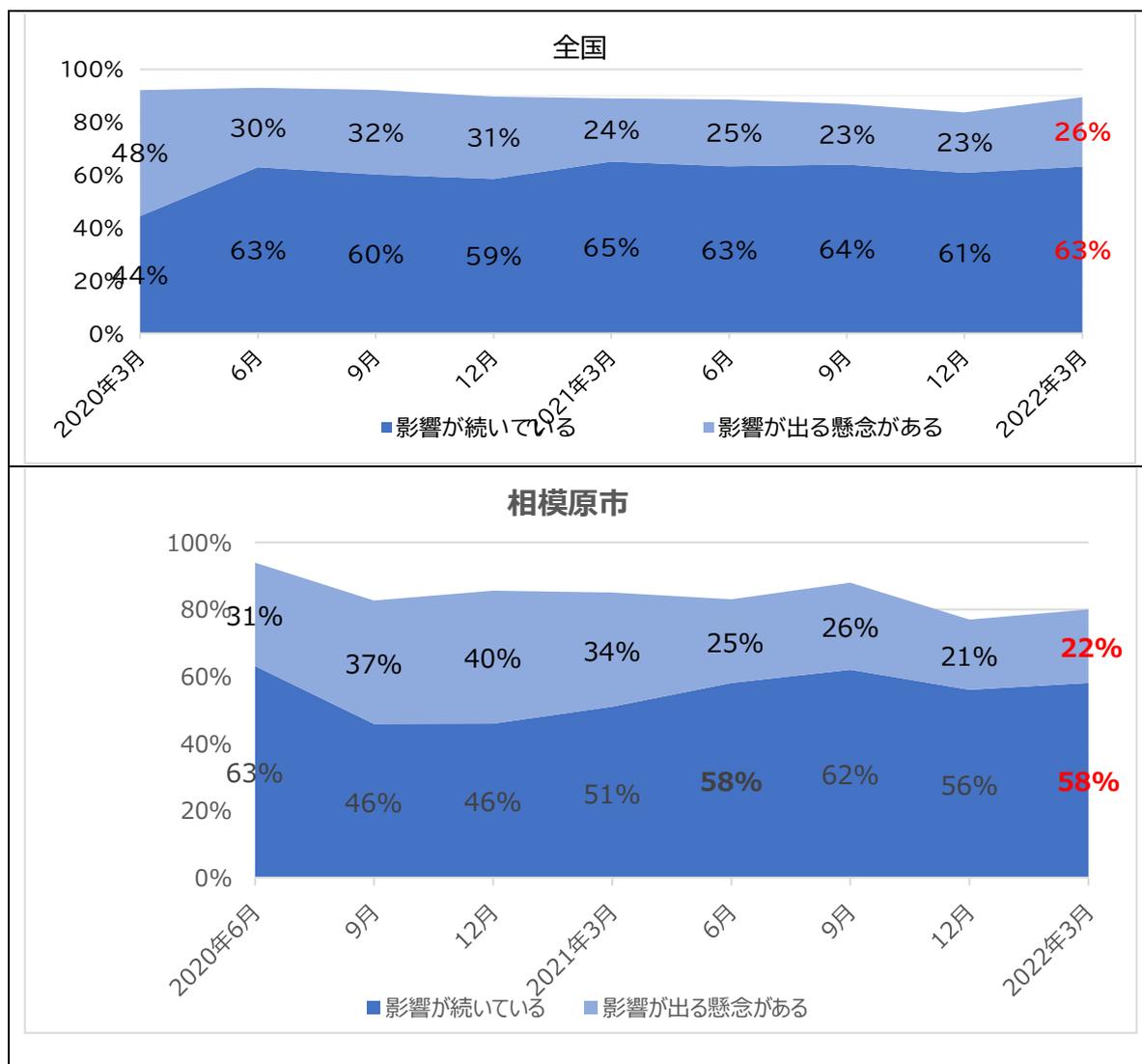
出所: 日本商工会議所「早期景気観測(LOBO) 2021年12月」より <https://cci-lobo.jcci.or.jp/>

## 感染症およびその対策による経営への影響について

なお、日本商工会議所では、早期景気観測(LOBO)において、2020年2月より新型コロナウイルス感染症の影響について継続調査を行っており、以下はその遷移である。

「影響が続いている」「影響が出る懸念がある」とした事業者を合わせた割合は、全国・当市ともに増加したが、当市の方が割合は低い。1月以降の感染の主体となったオミクロン株では若年層での症状が軽いこともあり若い世代の外出抑制は過去2年の緊急事態宣言時よりは少なかったため、全国ほど高齢化が進んでいない当市では影響が少なかった可能性がある。

[新型コロナウイルスによる経営への影響(月ごとの変化)]



出所：日本商工会議所「早期景気観測(LOBO) 2020年2月～2022年3月」より <https://cci-lobo.jcci.or.jp/>

## 感染症およびその対策による経営への影響について

### ④ 新型コロナウイルス感染症対策に役立つ国や公的団体の支援策について

各省庁や地方公共団体から提供されている支援策で、現時点でも継続して利用できるものは以下の通りである。終了予定時期が更新されているものもありますので、ご注意ください。

#### ・神奈川県補助金・協力金

支援措置	対象	内容	実施期間・申し込み
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（～第18弾）	営業の形態や名称にかかわらず、通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等。および劇場、遊技施設、宿泊施設等。	（第18弾） （中小企業）1店舗あたり1日2.5～10万円（売上高による）	（第18弾） ・対象期間：令和4年3月7日～令和4年3月21日までに連続して時短営業した期間分支給。 ・申請期間：令和4年5月27日まで

詳細はこちら：

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第18弾）

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin\\_18th.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_18th.html)

#### ・経済産業省の給付金、補助金

支援措置	実施期限
事業再構築補助金	第6回公募 令和4年6月30日締め切り

詳細はこちら：

<https://jigyousaiku.go.jp/>

#### ・厚生労働省の助成金

支援措置	実施期限
雇用調整助成金の特別措置	休業期間が令和4年6月30日まで延長
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業期間が令和4年6月末まで、申請期限が令和4年9月末まで延長

詳細はこちら：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html#h2\\_2](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html#h2_2)

#### ・神奈川県・神奈川県信用保証協会の支援措置

支援措置	実施期限
伴走支援型特別融資および新型コロナウイルス感染症対応資金 ・セーフティネット保証4号の認定 ・セーフティネット保証5号の認定	4号：令和4年6月30日まで延長 5号：令和4年6月30日まで延長
コロナ新事業展開対策融資	令和5年3月31日まで
経営改善サポート保証（感染症対応型）	令和5年3月31日まで

詳細はこちら：

（神奈川県信用保証協会） [https://www.cgc-kanagawa.or.jp/news/colona\\_news/](https://www.cgc-kanagawa.or.jp/news/colona_news/)

（神奈川県） <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/index.html>

## 感染症およびその対策による経営への影響について

---

### ・日本政策金融公庫・商工中金の支援措置

支援措置	実施期限
新型コロナウイルス感染症特別貸付	延長中

詳細はこちら：

日本政策金融公庫：[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

商工中金：<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>